



みんなで支える介護保険

～自己負担限度額の金額が変わります～

～介護離職を防ぐために～

問 高齢福祉課 介護保険係

自己負担限度額についてのお知らせ

● 令和8年8月から居住費・食費の自己負担限度額の判定所得が変わります

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院や、ショートステイを利用する方の居住費・食費については、非課税世帯で資産要件を満たす場合は、負担軽減を受けられます。令和8年8月以降、判定の基準となる所得が以下のとおり変更となります。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費					食費施設
			ユニット型	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室(特養等)	多床室(老健・医療院)	
	生活保護受給者	要件なし						
1	老齢福祉年金受給者	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)		0円	300円
2	住民税非課税世帯	前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円以下の方	880円	550円	550円 (480円)		430円	390円 【600円】
3-①		前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)		430円	680円 【1,030円】
3-②		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	530円	530円	430円

※食費の【】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合

介護離職を防ぐために

● 事業主の方へ

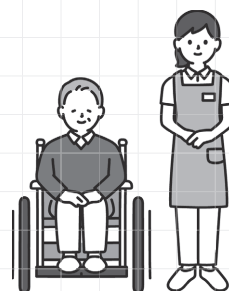
介護離職防止出前講座をご活用ください

仕事をしながら家族の介護に従事する方（ビジネスケアラー）の数は増加傾向であり、2030年には約318万人、経済損失額は約9兆円と試算されています（経済産業省『仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン』より）。従業員の方の離職を防止するためにも、ぜひ出前講座をご活用ください。

▶ 内容 職場内で介護に対する理解を深める

▶ 所要時間 1時間程度（開催時間をご相談ください）

職場内での介護に対する理解を深めることで、介護離職を防止し、人材不足を補い、介護をしている方が働きやすい環境づくりに繋がります。



● 仕事をしながら家族の介護に従事している方へ

仕事と介護の両立に悩んだときは、高齢福祉課または小諸市地域包括支援センターへご相談ください

- どのようなサービスが利用できるか（介護保険等）
- 家族介護者に対する支援など、お気軽にご相談ください。



【お問合せ窓口】

小諸市地域包括支援センター

〒384-0006 小諸市与良町6-5-1 野岸の丘総合福祉センター1階

☎ 26-2250 / FAX 25-5332 / ✉ komoro-houkatsu@ctknet.ne.jp